

道路清掃業務委託の入札において 最低制限価格制度を試行します（お知らせ）

低価格入札防止のため、本市発注の道路清掃業務委託の入札において、下記のとおり最低制限価格制度を試行実施することとしました。

記

1. 対象となる入札

各区役所・総合支所で発注する道路清掃業務委託（単価契約）の一部

※指名競争入札で行います。

※対象案件は指名通知にてお知らせします。

2. 最低制限価格の算出方法

対象の入札の最低制限価格は、

- ① 直接工事費 × 97%
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ 現場管理費 × 90%
- ④ 一般管理費等 × 68%

①～④の合計額とし、合計額を下回った入札は失格となります。

（設定範囲：予定価格（税抜）の75%～92%の範囲内）

※①～④の各経費は、基準となる工種の経費となります。

3. 実施時期

令和6年3月1日以降に指名通知を行う入札から実施します。

お問合せ先

- ・最低制限価格制度の試行について 建設局道路保全課維持係 電話 022-214-8381
- ・その他入札制度について 財政局契約課管理係 電話 022-214-8147